岐阜情報スーパーハイウェイ

接続仕様書

【Ⅱ-4. 光ファイバ接続編】

目 次

接続仕様書 【Ⅱ-4.光ファイバ接続編】	1
1. はじめに	1
2. 岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ利用の概要	1
3. 光ファイバ利用の条件等	2
3. 1 利用区間	2
3. 2 利用芯線数	
3.3 光ケーブルの仕様	2
3. 4 利用に当たっての費用負担区分	3
4. 光ファイバ接続工事について	3
4. 1 アクセスポイント・主要拠点・総合庁舎・市町村役場からの分岐	3
4. 2 クロージャからの分岐	4
4.3 複数区間を経由した光ファイバ利用について	5

接続仕様書 【Ⅱ-4. 光ファイバ接続編】

1. はじめに

本接続仕様書は「岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ利用規約」に基づき岐阜情報スーパーハイウェイの光ファイバを利用するにあたり、接続方法等の要件について説明したものです。

2. 岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ利用の概要

「岐阜情報スーパーハイウェイ」は、主要拠点施設および県内各地域アクセスポイント間を 結ぶ幹線網と、アクセスポイントから市町村、県庁主要施設、教育機関等を結ぶ支線網で構成 し、幹線網のループ化や幹線網の障害時のための迂回ルートなどのバックアップ機能を備えた 高速ネットワークです。

光ファイバ利用にあたっては、県が敷設した多芯光ケーブルのうち、未使用芯線について利用者に開放します。

3. 光ファイバ利用の条件等

3. 1 利用区間

県が整備した光ケーブルのうち、未使用光ファイバについて利用することができます。利用にあたっては、アクセスポイント・主要拠点(県庁、防災交流センター、ソフトピアジャパン、テクノプラザ)・総合庁舎(各地域の県総合庁舎及び古川土木事務所)・市町村役場(※1)または既設クロージャ(※2)から分岐することができます。

主要拠点・総合庁舎・市町村役場での利用は、原則、施設管理者及び施設管理者が所管する機関となります。それ以外の方が利用する場合には、施設管理者の書面等による同意が必要です。

〇アクセスポイント一覧

しょう これが コンコー 見		
ビル名	所在地	
NTT長良ビル	岐阜市学園町3-45	
NTT加納ビル	岐阜市加納花ノ木町65	
NTT大垣丸ノ内南ビル	大垣市丸の内2-51	
NTT揖斐川ビル	揖斐郡揖斐川町三輪字中神明325	
NTT若宮ビル	美濃加茂市太田町字飛鹿1903-2	
NTT美濃ビル	美濃市1813-3	
NTT郡上八幡ビル	郡上市八幡町島谷1311-11	
NTT多治見ビル	多治見市新町1-1	
NTT恵那ビル	恵那市大井町佐渡193-1	
NTT高山第二ビル	高山市上二之町35	
NTT下呂ビル	下呂市森854	
NTT飛騨古川ビル	飛騨市古川町金森町7-20	
	ビル名 NTT長良ビル NTT加納ビル NTT大垣丸ノ内南ビル NTT指斐川ビル NTT若宮ビル NTT芸選ビル NTT新上八幡ビル NTT3治見ビル NTT恵那ビル NTT高山第二ビル NTT下呂ビル	

- ※1 市町村役場については、県が光ファイバを整備していない場合もあります。
- ※2 クロージャ位置については、「岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ開放区間図」 を参照してください。

3. 2 利用芯線数

利用を承認する芯線は必要最小限の芯線数とします。

3.3 光ケーブルの仕様

利用できる光ファイバの仕様は以下のとおりです。

- 種別:SM(シングルモード ITU-T G. 652 準拠)
- ・ モードフィールド径: 8.6~9.5 μ m
- ・ クラッド径:125μm

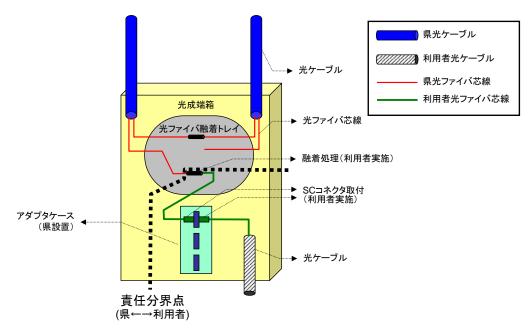
3. 4 利用に当たっての費用負担区分

利用者及び県の初期工事費用および保守費用の負担区分については岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ規約、岐阜情報スーパーハイウェイ光ファイバ保守細則において定めています。

4. 光ファイバ接続工事について

- 4. 1 アクセスポイント・主要拠点・総合庁舎・市町村役場からの分岐
- ※ 主要拠点・総合庁舎・市町村役場での作業については、「接続施設」の施設管理者の同意の もとその指示により行って頂きます。

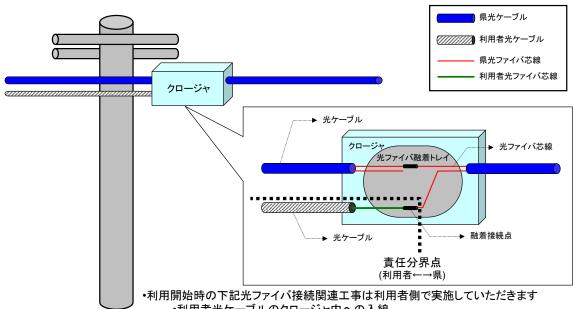
アクセスポイント等での光ファイバ利用イメージ



- •利用開始時の下記光ファイバ接続関連工事は利用者側で実施していただきます
 - •利用者光ケーブルのアクセスポイント内への入線
 - ・県が指定する光ファイバの切断、SCコネクタ付コードとの融着
 - •アダプタケース内でのコネクタ接続
- •光成端箱の光ケーブル入線可能数量を越える場合は利用できません

4. 2 クロージャからの分岐

クロージャ分岐による光ファイバ利用イメージ



- •利用者光ケーブルのクロージャ内への入線
- •県が指定する光ファイバの切断
- •利用者光ファイバとの融着
- •クロージャの光ケーブル入線可能数量を越える場合は利用できません
- •利用者光ケーブルの電柱添架の可否については、電柱管理者にお問い合わせください

4. 3 複数区間を経由した光ファイバ利用について

複数の区間を経由した光ファイバ利用に係る接続について

